

犯罪被害者等の道営住宅への入居申込み

◆公開抽選における当選率が、一般の入居申込者に比べ有利となります。

※ 道営住宅への入居申込には、入居収入基準など北海道営住宅条例その他関係規程で定める入居資格を満たしていることが必要です。

※ 入居者の選考は公開抽選により行いますので、必ず入居できるものではありません。

■ 対象となる犯罪被害者等とは

犯罪等により害を被った日から5年を経過していない方で、その犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当する方です。被害者本人だけでなく、その家族や遺族も対象となります。

- (1) 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった方
- (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった方

ア 犯罪等により住宅が滅失又は著しく損壊したために居住することができなくなった方

イ 住宅を客体とする犯罪等により居住することができなくなった方

ウ 犯罪等により精神的な後遺症が生じ医学的に居住することができなくなった方

エ ストーカー行為等の規制等に関する法律第2条第4項に規定するストーカー行為により居住することができなくなった者又は同条第1項に規定するつきまとい等若しくは同条第3項に規定する位置情報無承諾取得等により、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、若しくは行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為により居住することができなくなった方

■ 犯罪被害者等であることの確認について

- (1) 入居申込時に被害届等を提出した警察署名、被害者の氏名、住所等を記載した申告書を提出していただくとともに、北海道（入居しようとする住宅を管理する各（総合）振興局）がその内容について警察署へ確認を行うことに同意していただきます。
- (2) 北海道が被害届等を行った警察署に照会し、犯罪被害者等であることを確認します。
- (3) 警察署で確認ができない場合は、申告書の内容について、客観的に証明する書面の提出を求めることがあります。

■ 問い合わせ先

詳細は各（総合）振興局建設指導課にお問い合わせください。

名 称	電話番号（ダイヤル）	名 称	電話番号（ダイヤル）
石狩振興局	(011) 204-5833	宗谷総合振興局	(0162) 33-2904
渡島総合振興局	(0138) 47-9467	林-ツ総合振興局	(0152) 41-0643
檜山振興局	(0139) 52-6620	胆振総合振興局	(0143) 24-9903
後志総合振興局	(0136) 23-1374	日高振興局	(0146) 22-9294
空知総合振興局	(0126) 20-0068	十勝総合振興局	(0155) 26-9050
上川総合振興局	(0166) 46-5949	釧路総合振興局	(0154) 43-9193
留萌振興局	(0164) 42-8451	根室振興局	(0153) 23-6834

犯罪被害等に関する申告書

令和 年 月 日

北海道 (総合) 振興局長 様

現住所

氏 名

被害者との関係

私は、道営住宅への入居申込にあたり、犯罪被害者等であることにより入居に関する優先的な取扱いを受けたいので、犯罪被害等について次のとおり申告します。
また、この申告内容又は事件の処理状況について、関係警察署等に照会することに同意します。

1 犯罪被害等の内容

犯罪被害の発生年月日		令和 年 月 日		
被害届等提出先警察署				
被害者	(ふりがな) 氏 名		住 所	
	職 業		生年月日 (年齢)	(歳)
事 件 の 区 分 (該当する区分に○)			刑事事件	[左の事件の内容] ※簡潔に記入してください。
			交通事件	
			その他の事件	

※太枠の中を記入してください。

2 上記 1 により生じた住宅困窮事情

住宅に困窮する事情 (該当する区分に○)		左記の具体的な状況
	犯罪により収入が減少し、生計維持が困難となった	
	現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった	

※太枠の中を記入してください。

< 振興局処理欄 >

1 警察署への確認

確認年月日	確 認 結 果

2 犯罪被害者等であることの確認

当該申告者は、犯罪被害者等であると 確認する ・ 確認できない

令和 年 月 日

確認者 職・氏名